

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年7月15日
【四半期会計期間】	第14期第1四半期（自平成26年3月1日至平成26年5月31日）
【会社名】	株式会社ジェイグループホールディングス
【英訳名】	j -Group Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新田 二郎
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄三丁目4番28号
【電話番号】	(052) 243 - 0026 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 部長 村井 克至
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄三丁目4番28号
【電話番号】	(052) 243 - 0026 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部 部長 村井 克至
【縦覧に供する場所】	株式会社ジェイグループホールディングス東京支店 (東京都港区西麻布一丁目8番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第1四半期連結 累計期間	第14期 第1四半期連結 累計期間	第13期
会計期間	自平成25年3月1日 至平成25年5月31日	自平成26年3月1日 至平成26年5月31日	自平成25年3月1日 至平成26年2月28日
売上高 (千円)	2,758,922	3,350,220	11,419,622
経常利益 (千円)	361	25,407	31,992
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失金額() (千円)	12,876	8,749	139,126
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	20,366	11,324	159,527
純資産額 (千円)	1,592,295	2,037,185	2,030,418
総資産額 (千円)	7,189,511	8,842,501	7,706,114
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額() (円)	1.97	1.09	18.40
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	1.09	-
自己資本比率 (%)	22.1	23.0	26.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高に消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、第13期第1四半期連結累計期間は、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期純損失のため、また、第13期は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 平成25年9月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。従いまして、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額又は四半期(当期)純損失金額を算定しております。

2【事業の内容】

当社グループは、当社（株）ジェイグループホールディングス）及び連結子会社（株）ジェイプロジェクト、（株）ジェイブライダル、（株）ジェイメディックス、（株）ジェイトレード、（株）ディアジェイ、（株）ジェイキャスト、（株）ジェイエイト、（株）SARU、（株）ジェイグループインターナショナル、サンクスマインド（株）、NEW FIELD HONOLULU, INC.）の計12社及び持分法適用関連会社（株）ローズネット販売、（株）志摩ローズファーム）の2社から構成されており、居酒屋、カフェ、レストランなどの飲食事業を中心に、結婚式の企画運営を行うブライダル事業、不動産の賃貸及び管理業務等を行う不動産事業、広告代理業や食品等の卸売業等のその他の事業を行っております。

当第1四半期連結累計期間における、各事業セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりであります。

(1) 飲食事業

当第1四半期連結累計期間より、サンクスマインド株式会社が新たに提出会社の連結子会社となりました。

(2) ブライダル事業

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

(3) 不動産事業

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

(4) その他の事業

主な事業内容及び主要な関係会社の異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した当社グループの事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、金融政策の効果や経済政策への期待感から円高是正、株価回復が持続し、緩やかな景気回復が見られるようになってまいりました。一方で、原材料価格の上昇や電気料金の値上げ、消費税増税による個人消費低迷への懸念など、先行きは不透明さが残る状況となっております。

外食業界におきましては、消費税増税の影響は限定的となり堅調に推移いたしましたが、景気回復に伴い人手不足の傾向が強まっており、人件費の高騰が懸念されるなど、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、中長期計画の達成を目指して新規出店に注力し、10店舗を新規出店、3店舗をリニューアルオープンいたしました。また、居酒屋を中心とした飲食事業を展開するサンクスマインド株式会社を連結子会社化し、6店舗を取得いたしました。これらにより、平成26年5月末日現在の業態数及び店舗数は、53業態124店舗（国内123店舗、海外1店舗）となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は3,350百万円（前年同期比21.4%増）、営業利益は29百万円（前年同期は営業損失13百万円）、経常利益は25百万円（前年同期比70.3倍）、四半期純利益は8百万円（前年同期は四半期純損失12百万円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

飲食事業

新規出店に注力するとともに、サンクスマインド株式会社の連結子会社化により6店舗を取得いたしました。

新規出店におきましては、平成26年3月に、「舌ー（タンピン）」（愛知県豊田市）及び「88 huituit（ユイトユイト）ららばーとTOKYO-BAY」（千葉県船橋市）、4月に、「猿Cafe（サルカフェ）愛知学院大学名城公園キャンパス店」（名古屋市北区）、「88 huituit 名駅店」（名古屋市中村区）、「The Oyster Bar Kobe（ザオイスターバーコウベ）」（神戸市中央区）及び「The Oyster Bar Shizuoka（ザオイスターバーシズオカ）」（静岡県葵区）、5月には、初のピアガーデン運営となる「静岡パルシェビアガーデン」（静岡県葵区）の出店に加え、「猿Cafe町田マルイ店」（東京都町田市）、「爽鶏屋（そうどりや）名駅三丁目」（名古屋市中村区）、「二六丸（ニロクマル）名駅店」（名古屋市中村区）をオープンいたしました。

また、平成26年3月に、「ガチ韓Lucent（ガチカンルーセント）」（名古屋市西区）を「伊助（イスケ）」として、「88 huituit 泥江町店」（名古屋市中村区）を「tantan（タンタン）」として、「庵GURA（アグラ）金山店」（名古屋市熱田区）を「爽鶏屋金山店」としてリニューアルオープンいたしました。

その結果、飲食事業における売上高は2,992百万円（前年同期比25.6%増）、営業利益は152百万円（同141.4%増）となりました。

プライダル事業

「LUCENT Mariage Tower（ルーセントマリージュタワー）」が堅調に推移いたしました。その結果、プライダル事業における売上高は265百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は28百万円（同0.2%増）となりました。

不動産事業

テナントビル「ダイヤモンドウェイ」や「G-SEVENS（ジーセブン）刈谷」などの賃貸収入に加え、グループ会社間の賃貸収入が堅調に推移いたしました。その結果、不動産事業における売上高は409百万円（前年同期比10.8%増）、営業利益は35百万円（同0.7%増）となりました。

その他の事業

広告代理業及び卸売業等のその他の事業における売上高は197百万円（前年同期比5.4%減）、営業利益は6百万円（同29.5%減）となりました。

(2) 財政状態

当第1四半期連結会計期間末における総資産は8,842百万円（前連結会計年度末比1,136百万円増加）となり、負債は6,805百万円（同1,129百万円増加）、純資産は2,037百万円（同6百万円増加）となりました。

流動資産につきましては、前連結会計年度末に比べ総額で481百万円増加し1,803百万円となりました。これは、現金及び預金が252百万円増加、売掛金が147百万円増加したことなどが主な要因であります。

固定資産につきましては、前連結会計年度末に比べ655百万円増加し7,031百万円となりました。これは、新規出店等により有形固定資産が464百万円増加、差入保証金が131百万円増加したことなどが主な要因であります。

流動負債につきましては、前連結会計年度末に比べ845百万円増加し2,979百万円となりました。これは、買掛金が318百万円増加、1年内返済予定の長期借入金が120百万円増加、未払金が386百万円増加、賞与引当金が67百万円増加したことなどが主な要因であります。

固定負債につきましては、前連結会計年度末に比べ283百万円増加し3,825百万円となりました。これは、長期借入金が310百万円増加したことなどが主な要因であります。

純資産につきましては、有償ストックオプションの発行により新株予約権が3百万円増加したことなどにより、前連結会計年度末に比べ6百万円増加し2,037百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

特記すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,000,000
計	18,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年7月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,196,400	8,196,400	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	8,196,400	8,196,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成26年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年4月22日
新株予約権の数(個)	3,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	514 (注)2
新株予約権の行使期間	自 平成26年6月1日 至 平成36年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 260
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整できるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. (1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
- ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
下記に準じて決定する。
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議年月日	平成26年4月22日
新株予約権の数(個)	2,340
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	234,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	514 (注)2
新株予約権の行使期間	自 平成26年6月1日 至 平成33年5月11日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 521 資本組入額 260.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整できるものとする。

2. 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3.(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、平成27年2月期乃至平成31年2月期の有価証券報告書における連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)に記載される経常利益が、下記()乃至()に掲げる一定の水準(以下、「業績判定水準」という)を超過した場合、各新株予約権者が割当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という)までの個数を、業績判定水準を超過した期の有価証券報告書の提出日の翌日以降行使することができる。

なお、適用される会計基準の変更等により経常利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

- () 業績判定水準：経常利益3億円 行使可能割合：40%
- () 業績判定水準：経常利益5億円 行使可能割合：70%
- () 業績判定水準：経常利益10億円 行使可能割合：90%
- () 業績判定水準：経常利益15億円 行使可能割合：100%

- (2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記表「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
下記に準じて決定する。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

下記に準じて決定する。

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年3月1日～ 平成26年5月31日	-	8,196,400	-	1,068,969	-	998,969

(6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式 (自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式 (その他)	-	-	-
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 200,000	-	-
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,996,000	79,960	-
単元未満株式	400	-	-
発行済株式総数	8,196,400	-	-
総株主の議決権	-	79,960	-

【自己株式等】

平成26年2月28日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社ジェイ グループホール ディングス	名古屋市中区栄 三丁目4番28号	200,000	-	200,000	2.44
計	-	200,000	-	200,000	2.44

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年3月1日から平成26年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年3月1日から平成26年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	708,393	960,544
売掛金	267,947	415,257
商品及び製品	4,882	211
原材料及び貯蔵品	75,322	94,573
その他	281,327	348,143
貸倒引当金	16,126	15,275
流動資産合計	1,321,747	1,803,454
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,004,053	3,333,119
土地	1,428,664	1,428,664
その他(純額)	522,857	657,803
有形固定資産合計	4,955,575	5,419,586
無形固定資産	31,764	64,464
投資その他の資産		
投資有価証券	8,220	8,562
差入保証金	1,147,130	1,279,102
その他	250,751	280,966
貸倒引当金	17,776	21,574
投資その他の資産合計	1,388,325	1,547,058
固定資産合計	6,375,666	7,031,109
繰延資産		
株式交付費	5,136	4,566
社債発行費	3,564	3,370
繰延資産合計	8,701	7,936
資産合計	7,706,114	8,842,501

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年5月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	264,746	583,584
短期借入金	-	698
1年内返済予定の長期借入金	818,402	939,155
1年内償還予定の社債	46,000	46,000
未払金	637,855	1,023,884
未払法人税等	50,645	32,582
賞与引当金	-	67,497
その他	316,355	286,341
流動負債合計	2,134,004	2,979,743
固定負債		
社債	184,000	171,000
長期借入金	3,012,886	3,323,091
資産除去債務	60,637	65,189
その他	284,168	266,291
固定負債合計	3,541,691	3,825,572
負債合計	5,675,696	6,805,315
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,068,969	1,068,969
資本剰余金	998,969	998,969
利益剰余金	64,781	65,534
自己株式	76,000	76,000
株主資本合計	2,056,719	2,057,472
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	26,300	23,725
その他の包括利益累計額合計	26,300	23,725
新株予約権	-	3,438
純資産合計	2,030,418	2,037,185
負債純資産合計	7,706,114	8,842,501

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年5月31日)
売上高	2,758,922	3,350,220
売上原価	848,545	1,016,061
売上総利益	1,910,376	2,334,158
販売費及び一般管理費	1,924,031	2,304,825
営業利益又は営業損失()	13,654	29,333
営業外収益		
受取利息	386	190
協賛金収入	15,219	15,330
設備賃貸料	983	1,110
為替差益	9,751	-
その他	5,459	4,221
営業外収益合計	31,801	20,853
営業外費用		
支払利息	16,370	15,178
為替差損	-	3,247
その他	1,415	6,353
営業外費用合計	17,785	24,779
経常利益	361	25,407
特別損失		
店舗閉鎖損失	8,299	388
特別損失合計	8,299	388
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	7,937	25,019
法人税等	4,939	16,269
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	12,876	8,749
四半期純利益又は四半期純損失()	12,876	8,749

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年5月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	12,876	8,749
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	7,489	2,575
その他の包括利益合計	7,489	2,575
四半期包括利益	20,366	11,324
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	20,366	11,324

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、サンクスマインド株式会社を株式の取得により新たに連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日)
減価償却費	158,216千円	178,084千円
のれんの償却額	284千円	2,153千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日)

1. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月29日 定時株主総会	普通株式	16,277	500	平成25年2月28日	平成25年5月30日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年3月1日 至 平成26年5月31日)

1. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月29日 定時株主総会	普通株式	7,996	1	平成26年2月28日	平成26年5月30日	利益剰余金

(注) 当社は平成25年9月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年5月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	飲食	ブライダル	不動産	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	2,359,272	264,550	48,634	2,672,457	86,464	2,758,922	-	2,758,922
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	24,313	-	320,739	345,053	122,396	467,449	467,449	-
計	2,383,585	264,550	369,374	3,017,511	208,861	3,226,372	467,449	2,758,922
セグメント利益又は損失()	62,964	28,222	35,332	126,519	9,457	135,977	149,632	13,654

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告代理業や卸売業、有料職業紹介業等を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失()の調整額 149,632千円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成26年3月1日至平成26年5月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	飲食	ブライダル	不動産	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	2,966,580	265,096	44,105	3,275,782	74,437	3,350,220	-	3,350,220
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	26,165	-	365,016	391,182	123,129	514,311	514,311	-
計	2,992,746	265,096	409,122	3,666,965	197,567	3,864,532	514,311	3,350,220
セグメント利益	152,016	28,270	35,594	215,882	6,667	222,549	193,215	29,333

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告代理業や卸売業、有料職業紹介業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額 193,215千円は、セグメント間取引消去及び各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（のれんの金額の重要な変動）

「飲食事業」セグメントにおいて、サンクスマインド株式会社の全株式を取得し子会社化いたしました。取得原価の配分が完了していないため暫定的な金額ではありますが、当該事象により発生したのれんの金額は、当第1四半期連結累計期間においては、36,737千円であります。

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 サンクスマインド株式会社
事業の内容 飲食店の経営 他

(2) 企業結合を行った主な理由

飲食事業及び弁当事業の取得により、飲食事業の規模の拡大と間接業務の一体的運用による効率化を図り、飲食事業の競争力を一層高めるため、子会社化いたしました。

(3) 企業結合日

平成26年3月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合後の企業名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

企業結合直前に所有していた議決権比率	0%
企業結合日に追加取得した議決権比率	100%
取得後の議決権比率	100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

飲食事業における既存店の立地特性及び間接業務の一体的運用による効率化が可能であるなど、総合的に勘案した結果であります。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

平成26年3月1日から平成26年5月31日まで

3. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

36,737千円

なお、のれんは、取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しております。

(3) 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年3月1日 至平成26年5月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	1円97銭	1円09銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	12,876	8,749
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(千円)	12,876	8,749
普通株式の期中平均株式数(株)	6,529,983	7,996,400
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	1円09銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	300,000
(うち新株予約権)	-	(300,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要		

(注) 1. 当社は、平成25年9月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年7月15日

株式会社ジェイグループホールディングス

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中嶋 康博 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 市原 順二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイグループホールディングスの平成26年3月1日から平成27年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年3月1日から平成26年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年3月1日から平成26年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェイグループホールディングス及び連結子会社の平成26年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。